## 障害福祉施設の原油価格・物価高騰等緊急対策投資促進事業 Q&A

宮城県障害福祉課令和5年5月23日

区公	<b>毎</b> 問	回饮	備考
<b>上</b> 万	貝印	***	
共通	今回の予算額はいくらか。	「省エネルギー設備等導入支援事業」と「ICT設備等導入支援事業」を合わせて350百万。	
共通	令和4年度は一度交付しないことで通知を受けました。その後、追加予算により交付を受けましたが、今年度も同じようなことが想定されるか。	現時点で、追加交付は想定していない。	R5.5.23 追加分
共通	令和4年度に補助を受けた法人は申請できるか。	申請可能。過去の補助金の利用実績は、補助事業者 の決定に当たって評価するものであり、実績がある場 合にも申請は認められる。	
共通	過去に補助金の交付を受けている団体は、申請対象 から除外されたり、優先順位が下がることはあるか。	除外はされないが、審査において交付実績を考慮して 採択する場合がある。 →考慮される補助金例 ○令和3年度ICTやロボット等の導入支援補助金 ○令和4年度障害福祉施設の原油価格・物価高騰等 緊急対策投資促進事業補助金	R5.5.23 追加分
共通	補助事業者はどのように決定するか。	提出された事業計画について総合的に評価を行い、 予算の範囲内で決定をする。 評価に当たっては、「省エネルギー設備等導入支援 事業」については、導入による省エネルギー効果の高 さ等を踏まえるものとする。 また、「ICT設備等導入支援事業」については、「令和 3年度ICTやロボット等の導入支援補助金」の利用実 績の有無、「令和4年度障害福祉施設の原油価格・物 価高騰等緊急対策投資促進事業補助金」の利用実績 の有無、【業務効率化】に係るものについては、「障害 福祉分野の人材確保のための職場改善支援等業務」 の個別事業所支援の活用、【生産活動改善】に係るも のについては、「IT市場での精神障害者等就労促進事 業」の活用予定の有無等、導入による生産性向上の高 さ等を踏まえるものとする。	
共通	複数の事業所で申請することはできるか。	「省エネルギー設備等導入支援事業」について、1法人で複数の事業所での申請を認めるが、1法人当たりの上限額は10百万とする。「ICT設備等導入支援事業」について、1法人で複数の事業所での申請を認めるが、1法人当たりの上限額は4百万円とする。	
共通	共生型サービスなど同一の建物で障害福祉サービス 事業以外の事業を行っている場合、どのように申請す るべきか。	障害福祉サービス事業以外の事業にも効果が得られる場合には、利用者人数の実績や面積按分等により 事業費を算出することとする。	
共通	同一敷地内に複数の事業所が運営されている場合、 補助上限額はどのように考えるか。	同一敷地内に複数の事業所が運営されている場合 は、1事業所として取り扱う。	
共通	「交付決定前事前着手届」を提出した日から契約等の 事業に着手できるか。	県が届出の内容を確認し、収受した日から着手できる ものとする。	
共通	当初の計画で令和6年1月31日までに完了するものであって、やむを得ない事由により事業が完了しないこととなった場合、どのような取扱いになるか。	補助事業が令和6年1月31日までに完了しない場合、補助金交付決定を取り消すことがある。	
	空調機器(エアコン、動力源は電気)の更新に当たり、変更前(実績)の使用量は、電気使用量のみか、あるいは施設で使用している都市ガス、灯油も含めた全体のエネルギー使用量になるか。	空調機器(エアコン、動力源は電気)の更新であれば、 施設全体の電気使用量が変更前(実績)の使用量とな る。	R5.5.23 追加分
	共     共 </td <td>共通 今回の予算額はいくらか。  共通 令和4年度は一度交付しないことで通知を受けました。その後、追加予算により交付を受けましたが、今年度も同じようなことが想定されるか。  共通 令和4年度に補助を受けた法人は申請できるか。  共通 徳数の事業所で申請することはできるか。  共通 複数の事業所で申請することはできるか。  共通 大生型サービスなど同一の建物で障害福祉サービス事業以外の事業を行っている場合、どのように申請するべきか。  共通 同一敷地内に複数の事業所が運営されている場合、相助上限額はどのように考えるか。  共通 「交付決定前事前着手届」を提出した日から契約等の事業に着手できるか。  共通 「交付決定前事前着手届」を提出した日から契約等の事業に着手できるか。  共通 「変付決定前事前着手届」を提出した日から契約等の事業に着手できるか。  共通 「変付決定前事前着手届」を提出した日から契約等の事業に着手できるか。  共通 「変付決定前事前着手届」を提出した日から契約等の事業に着手できるか。  「交付決定前事前着手届」を提出した日から契約等の事業に着手できるか。  共通 「変付決定前事前着手届」を提出した日から契約等の事業に着手できるか。</td> <td>共通 今回の子算額はいくらか。</td>	共通 今回の予算額はいくらか。  共通 令和4年度は一度交付しないことで通知を受けました。その後、追加予算により交付を受けましたが、今年度も同じようなことが想定されるか。  共通 令和4年度に補助を受けた法人は申請できるか。  共通 徳数の事業所で申請することはできるか。  共通 複数の事業所で申請することはできるか。  共通 大生型サービスなど同一の建物で障害福祉サービス事業以外の事業を行っている場合、どのように申請するべきか。  共通 同一敷地内に複数の事業所が運営されている場合、相助上限額はどのように考えるか。  共通 「交付決定前事前着手届」を提出した日から契約等の事業に着手できるか。  共通 「交付決定前事前着手届」を提出した日から契約等の事業に着手できるか。  共通 「変付決定前事前着手届」を提出した日から契約等の事業に着手できるか。  共通 「変付決定前事前着手届」を提出した日から契約等の事業に着手できるか。  共通 「変付決定前事前着手届」を提出した日から契約等の事業に着手できるか。  「交付決定前事前着手届」を提出した日から契約等の事業に着手できるか。  共通 「変付決定前事前着手届」を提出した日から契約等の事業に着手できるか。	共通 今回の子算額はいくらか。

12	省エネ	「空調機器工事と照明機器工事」など分野の異なる複数の工事を行う計画での申請とし、発注先が異なっても問題無いか。	申請可能だが、それぞれ2社以上から見積書を取得すること。	R5.5.23 追加分
13	省エネ	「省エネルギー設備等導入支援事業」は、通所系と訪問系を同一の建物で事業実施している場合に申請できるか。その場合、優先度に影響はあるか。	通所系事業所に効果が資するものとして整理できる場合には、補助対象とする。その際、採択の優先度には 影響しないものとする。	
14	省エネ	①機器設置のための下屋の整備費用は補助対象となるか。 ②スポットエアコンは補助対象となるか。	①機器と一体的なものではないことから、補助対象としない。 ②施設と一体的なものではないことから、補助対象としない。	
15	省エネ	①施設内の壁などへの断熱材の導入は補助対象となるか。 ②冷房効率を高めるためのドア等の交換は補助対象となるか。	①②直接省エネ効果に資するものでないことから、補助対象としない。	
16	省エネ	事業所移転を行う場合で、省エネルギーの比較や効果についての添付書類が提出できない場合は申請できないか。	旧事業所との比較や省エネルギー効果が示せる場合 は補助対象とする。	
17	省工ネ	太陽光発電設備の発電電力を自家消費できない場合、売電は可能か。	本事業は自家消費を目的とすることから、余剰電力の 売電は認めない。消費電力の実績に基づき、導入規模 を決めること。	
18	省エネ	建物が申請者以外(市町村や個人等からの貸借)の際 に必要な確約書はどのような内容を記載されている必 要があるか。	今後も事業が継続可能であることが確認できること。 貸借契約書で確認できる場合は、その写しを提出する こととする。	
19	省エネ	LEDの導入のみは、高効率照明機器の導入に含まれるか。	含まれる。	
20	省エネ	デマンドコントロール装置等の導入は補助対象となるか。	設備としての導入前後の比較ができないため、補助対象外とする。	
21	省エネ	屋上への発電設備設置のための下地や、埋め込み型 エアコン等の設置に係る壁面、天井面等建物下地の 工事は補助対象となると考えてよいか。	設備との一体的な工事であると確認できる場合は、補助対象とする。	R5.5.23 追加分
22	省エネ	エアコン施工に伴う居室ごとの専用コンセント工事や ブレーカー設置工事は、機器と一体的な工事と考えて よいか。	エアコン専用の電源設備等の設置は、一体的な工事と見なし、補助対象とする。	R5.5.23 追加分
23	省エネ	省エネルギー効果の計算資料は、具体的にどのようなものを提出すればよいか。	エネルギー使用量(実績)は、電気・ガス等の領収書の写しを、導入後のエネルギー使用量は、既存設備と今回導入する設備の仕様等をもとに算出すること。 妥当性を確認するため、その計算過程が分かるものを提出すること。	
24	ICT	ICT機器導入後、「業務効率化・生産性向上」、「生産活動改善」の両方が見込める場合、別紙1-2は両項目を記載する形でよろしいか。	お見込みのとおり、「業務効率化・生産性向上」、「生産活動改善」の両項目を記載すること。	R5.5.23 追加分
25	ICT	ノートPCも補助対象となると考えてよいか。	事業計画書において業務効率化や生産活動改善の効果が認められる場合は補助対象とする。	R5.5.23 追加分
26	ICT(業務効 率化)	セキュリティ品等の法人本部への機器設置が必要となる場合、補助対象となるか。	事業所の業務効率化に資するものであれば補助対象 とする。事業費については、活用する事業所で按分す ること。	

27	ICT(業務効 率化)	付属品の購入は補助対象となるか。	原則として補助対象としないが、業務効率化に不可欠 なものであって、事業計画書において業務効率化の効 果が認められる場合は補助対象となり得る。	
28	ICT(生産活 動改善)	ネット販売を行うためのホームページ作成に伴う費用 については補助対象となるのか。	機器の導入ではないため、補助対象としない。	
29		①ソフトフェア等において、年)契約の場合は補助対象となるか。 ②新設の社内LANやクラウド構築は補助対象となる	①補助金交付決定後に契約するものであれば、事業の対象期間のみ補助対象とする。(月払いに対応しておらず、年払いの場合は、月数で按分すること。) ②生産活動改善に資するものであれば補助対象とする。	
30	ICT(生産活 動改善)	ソフトウェア等の複数年契約のもので、使用料を補助 対象期間中に全て支払いをした場合、全額補助対象 となるか。	購入品ではない限り、No.29①と同様の考え方となるので、事業の対象期間分のみ補助対象とする。	